

広報

みず

[KOHO-MIBU]

2020
DECEMBER
12 月号
No.739

火おこし



スウェーデントーチづくり



鉛筆削り



藍染



藍染





令和2年度上半期

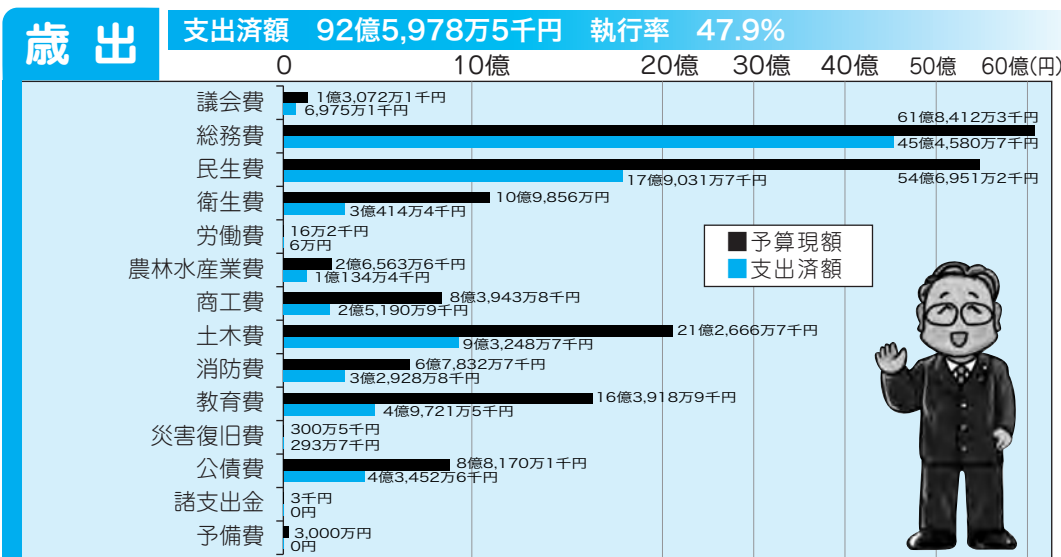
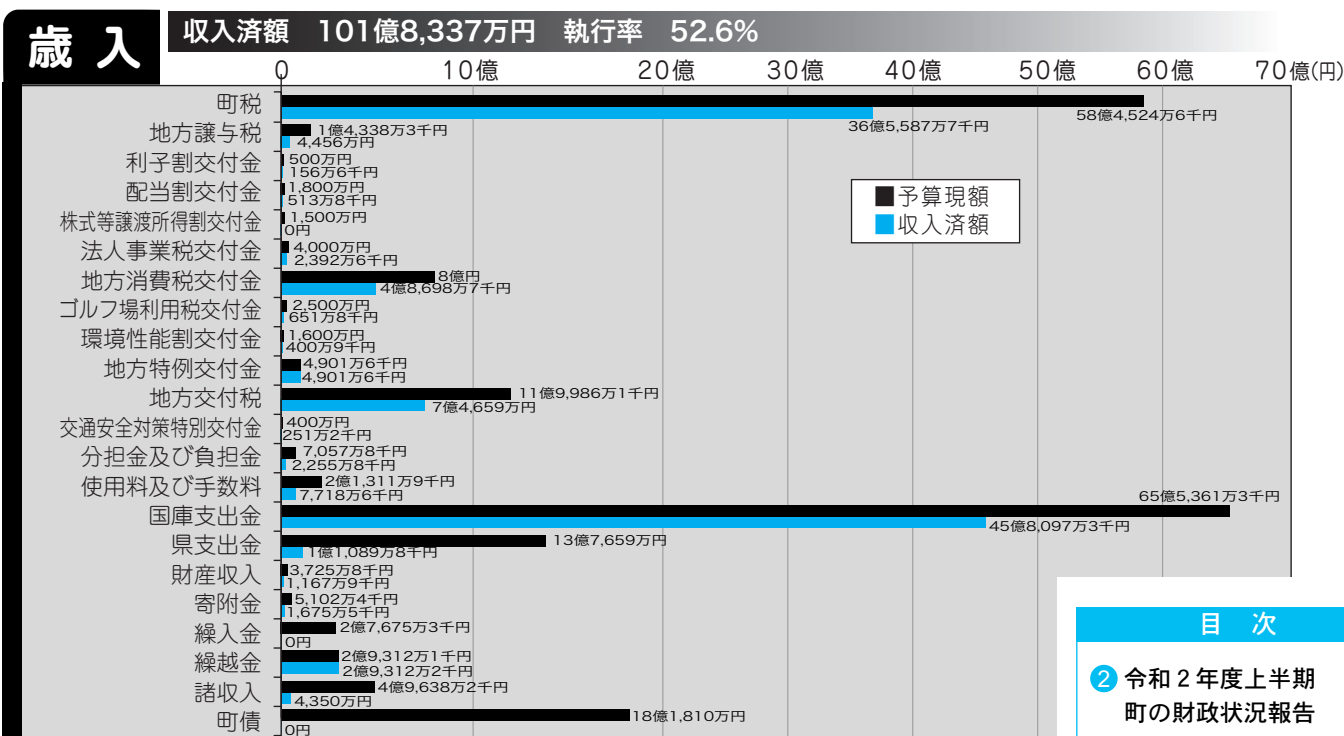


町の財政状況報告

町では、皆さんに町の財政状況を正しく理解していただくとともに、納められた税金や国・県支出金がどのように使われているかを知っていただくため、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、年2回（広報みぶ6月・12月号）財政状況を公表しています。今回は、令和2年度上半期（令和2年4月1日から9月30日）の収入と支出の状況等についてお知らせします。

令和2年度一般会計当初予算額は146億4,000万円でしたが、その後6回の補正を行い、9月30日現在の予算額は193億4,704万4千円となりました。また、特別会計や公営企業会計についても、国民健康保険、介護保険事業でそれぞれ2回、後期高齢者医療、水道事業、下水道事業でそれぞれ1回の補正を行っています。

一般会計

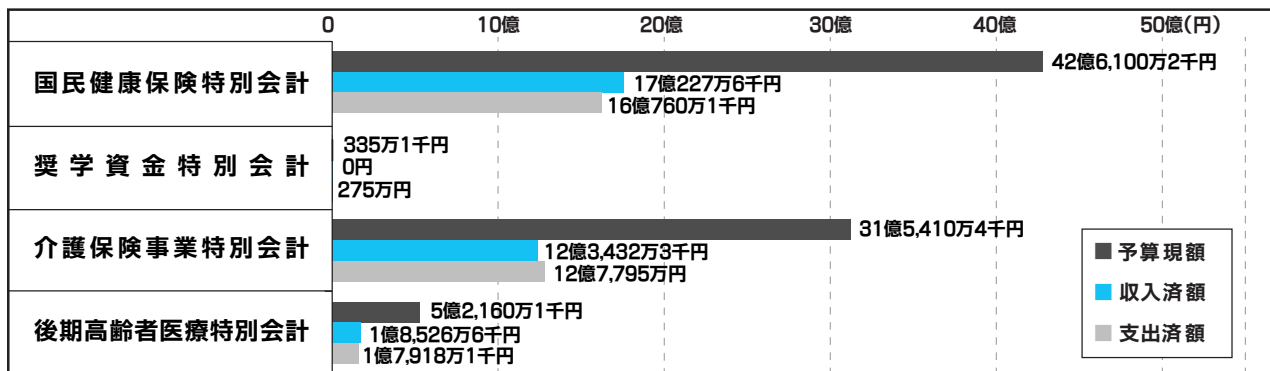


目次

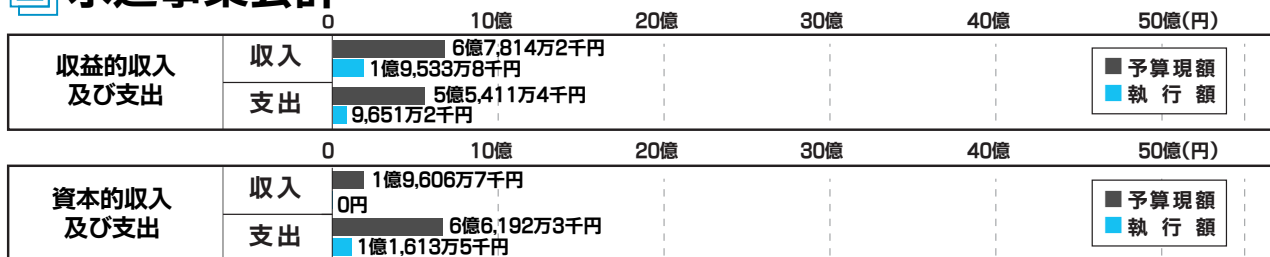
- ② 令和2年度上半期町の財政状況報告
- ④ まちトピ
- ⑨ 壬生論語古義抄
- ⑮ 個人番号(マイナンバー)カードの受取り可能日時が12月から追加されます
- ⑳ 催し・講座、おしらせ
- ㉑ 介護
- ㉓ 各種相談
- ㉓ 12月16日～1月15日カレンダー

表紙写真：11月7(土)、8日(日)に開催されたみぶっ子ドキドキデイキャンプの様子です。活動の詳細は広報みぶ2021年1月号に掲載予定です。

特別会計

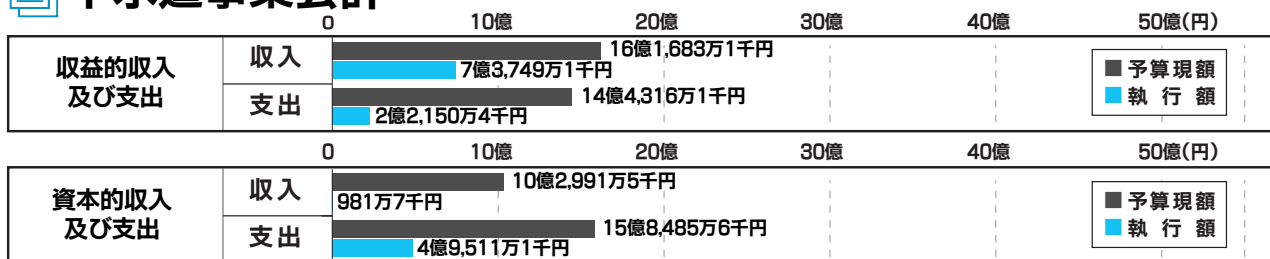


水道事業会計



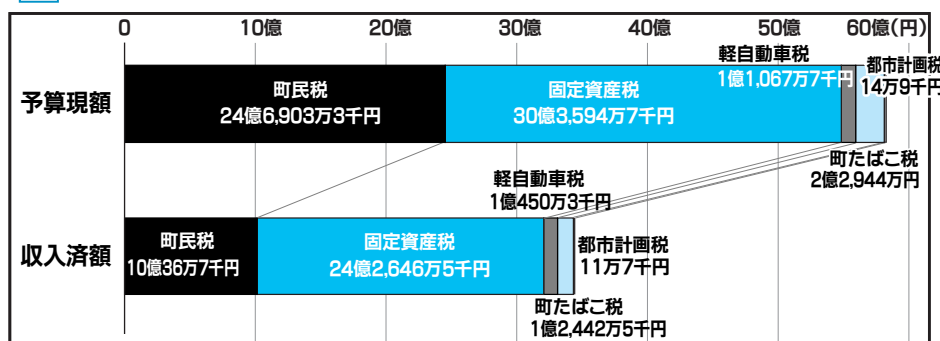
・資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

下水道事業会計

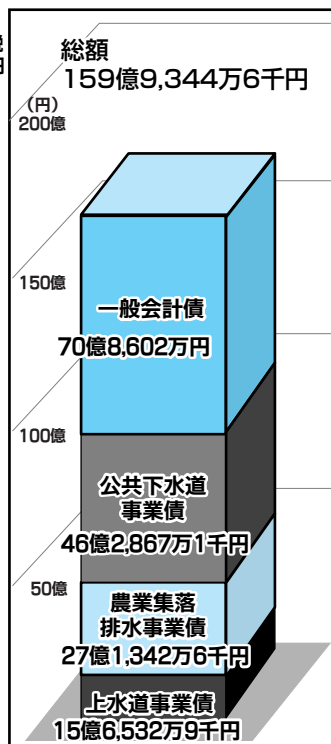


・資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

町税の内訳



地方債現在高



税の負担状況

令和2年9月末現在 人口 39,143人 世帯 16,164世帯

	町民税	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税	都市計画税
収入済額	10億3,667万7千円	24億2,646万5千円	1億4,503万3千円	1億2,442万5千円	11万7千円
一人当たり 93,399円	25,557円	61,990円	2,670円	3,179円	3円
一世帯当たり 226,174円	61,889円	150,115円	6,465円	7,698円	7円

※都市計画税は平成25年度より税率0%となっているため滞納繰越金のみ



栃木県食生活改善推進員協議会 創立50周年記念知事表彰を受賞

王 生町食生活改善推進員として活躍中の佐久間昭子さんが、栃木県食生活改善推進員協議会創立50周年記念知事表彰を受賞されました。佐久間さんには平成14年から推進員として各食育教室にてボランティア活動を行っていただいております。今回その功績が認められました。地区サロンで、食と健康についての意識づくりや、食育教室での食べ物を色に例えてその効能の分かりやすい説明など、保育園児から高齢者までの幅広い世代への食育の普及にご尽力されています。

食生活改善推進員は「私達の健康は私達の手で」をスローガンとして地域の食育ボランティアとして活動を行っています。



左から 大久保智子氏 松本健治氏

人権擁護委員が委嘱されました

松 本健治氏、大久保智子氏が、10月1日付で法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんの人権に関する悩みごとなどの相談に応じるほか、街頭啓発活動や小・中学生を対象とした人権講話・ビデオフォーラムなどを通して、人権の大切さについての理解を深めてもらうなど、人権意識の高揚にも務めています。

壬生町保健福祉功労者表彰式

10 月21日(水)役場正庁で壬生町保健福祉功労者表彰式が行われました。

例年は「健康ふくしまつり」において表彰を行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「健康ふくしまつり」が中止になったため、同式を正庁にて行いました。



左後列から
岡本恵 夢王隊(篠原弘樹、大塚和也) 早乙女幸一 網野好子 森田純市 清水健治
左前列から
関口啓子 諸江安代 小菅町長 櫻井副町長 荒川千代 齋藤敦子 (敬称略)



左から
みぶりん利用者協議会長桑原史朗
小菅町長
櫻井社会福祉協議会長
いきいき壬雷クラブ連合会副会長日向野有功 (敬称略)
やすだとはる 安田豊治

◎保健福祉功労者表彰 (敬称略)

本町の保健事業並びに福祉の発展のために献身的な活動を続けておられる個人及び団体で、その功績が特に顕著であった方々に町長から贈られます。

○保健功労者

- ・保健組織活動部門 荒川千代
- ・母子保健衛生部門 齋藤敦子 廣澤のぶ江
- ・栄養改善部門 西島トキエ 諸江安代
- ・清掃、廃棄物 関口啓子 岡本 恵 六美町中央自治会

○福祉功労者

- ・老人クラブ育成功労者部門 清水健治
- ・福祉団体・法人及び施設、優良老人クラブ、ボランティア団体 夢王隊

○感謝状

- ・社会福祉推進者部門 早乙女幸一 網野好子
森田純市 北見修

◎社会福祉協議会高額寄付者表彰 (敬称略)

壬生町社会福祉協議会に15万円以上の金品の寄付をしていただいた方々に社会福祉協議会長から贈られます。

○15万円以上の金銭寄付者

- いきいき壬雷クラブ連合会 やすだとはる 安田豊治

○15万円以上の物品寄付者表彰

- 壬生町町民活動支援センター みぶりん利用者協議会



© 終あおい

まちトピ



ながよし農園で さつまいもの収穫

10月26日(月)、稲葉地区公民館北側にある「ながよし農園」において、稲葉小学校の2年生18名が、上稲葉花と緑の郷づくり協議会(琴寄成人会長)の皆さんとさつまいもの収穫を行いました。例年より生育が遅く無事収穫を迎えられるか不安でしたが、豊作で子どもたちはとても楽しそうに大ぶりなさつまいもを収穫していました。

「上稲葉地区圃場整備事業 推進協議会」設立総会を開催

10月27日(火)稲葉地区公民館において、上稲葉地区圃場整備事業推進協議会の設立総会が開催されました。この推進協議会は、農地の区画整理や水路、農道などといった農業生産基盤等を一体的に整備するため、地域の特性に応じた圃場整備事業の円滑な推進を図ることを目的として設立されたものです。

総会では、議事である経過報告、協議会規約の制定、役員選任について承認され、会長には琴寄成人氏(下町)が選任されました。今後、地域一丸となつての圃場整備に向けた取り組みを推進していくこととなります。



農業委員会 農業に関する要望書を提出

10月20日(火)に壬生町農業委員会(梁島源智会長)は、令和3年度の農業施策・予算に関する要望書を提出しました。

町に対しては、農業者が意欲的・積極的に農業生産に取り組み、地域の活性化へとつながるよう、耕作放棄地対策、効率的な営農体制づくりへの支援、新規就農者への支援、有害鳥獣対策、農業基盤整備対策の5項目について要望しました。

また、教育委員会に対しては、学校給食に地域で採れた野菜等を使用する「地産地消・食育」の推進、学校における地域の農産物、特産物に関する学習や農業体験の充実を要請しました。



篠原職務代理 梁島会長 池田教育次長 川嶋推進委員長



篠原職務代理 梁島会長 小菅町長 川嶋推進委員長



左から 鈴木さん 小野さん 堀さん

第16回「いきいき壬雷クラブ連合会」 グラウンド・ゴルフ大会開催

10月22日(木)、いきいき壬雷クラブ連合会(おおほしりょうへい 大橋良平会長)主催のグラウンド・ゴルフ大会が町総合運動場において開催されました。

この大会は、グラウンド・ゴルフを通じて、高齢者が楽しい一日を過ごし、体力の維持と身体機能の向上を図ることを目的に毎年開催されています。

今年は新型コロナウイルス感染症対策を実施する中で、22クラブ、113名の参加者で行われ、3ゲーム24ホールで技を競いました。ホールインワンを50回達成する等、好プレーの連続で会員の皆さんは楽しい一日を過ごされました。

入賞者は、以下のとおりです。

【男子の部】	【女子の部】
優勝 堀 謙司	優勝 刀川 チイ
準優勝 小野 晋作	準優勝 柏崎 公子
3位 鈴木 茂機	3位 角田 時子



左から 角田さん 柏崎さん 刀川さん

※いきいき壬雷クラブ連合会の加入単位クラブには、仲間づくりを基本とする「生きがいつくり」、「健康づくり」、「地域づくり」を目指した活動に参加して頂ける概ね60歳以上の方であればどなたでも入会できます。是非お友達を誘ってご入会ください。詳しくは、いきいき壬雷クラブ連合会事務局 ☎(82)7899まで。

栃木地区交通安全協会壬生支部南犬飼部会より

壬生東・睦・壬生北・安塚小学校に「交通安全立看板」が寄贈されました

10月26日(月)に栃木地区交通安全協会壬生支部しのはらとみ たろう南犬飼部会(篠原富太郎部会長)から、4つの小学校へ「交通安全立看板」が贈呈されました。

児童を交通事故から守るという意識を地域全体で高め、悲惨な交通事故をなくそうという思いが込められています。



篠原富太郎部会長(左から3番目)と役員一同

更生保護女性会 町内小中学校にチューリップを贈呈



岩崎静江会長(左から2番目)と半田光子副会長(左から3番目)と役員一同

更生保護女性会より町内小中学校へチューリップの球根が贈呈されました。

コロナ禍でマスクをしたり、傘をさして登下校をしたりと、友だちと距離感を持たなければならず、元気な大声も控えて学校生活を送り、いつまで続くか分からない不安の中で学校生活を送っている子どもたち。また、入学に胸を膨らませた新小学一年生や新中学一年生をはじめとする小中学校の子どもたちが新学期を迎えた春にチューリップの花を見て笑顔になり気持ちが明るくなればという思いで贈呈していただきました。

「みぶっ子心のきらめき表彰」



壬 生町内の公立小学校に在籍する6年生全員に「みぶっ子心のきらめき表彰」が10月から始まりました。今年度で4年目になります。

この表彰は、児童一人一人に自分の良さや素晴らしいさを再確認させることで、自己肯定感や自己有用感、存在感を高め、子供たちに自信を与えるとともに、学校、家庭、行政が一体となって健全に育成していくことをねらいとしています。表彰理由は、児童一人一人の持つ内面的な素晴らしいさやそこから表出する素晴らしい行いと、保護者の提出書類を基に決定しています。受賞者には、町長又は代理者が所属小学校において、賞状と記念品（クリスタルペーパーウエイト）を直接授与します。表彰名として、「お手伝いと自主学習グッドジョブ賞」や「思いやりのある頑張り屋さん賞」などがありました。

地域みなさまに支えられて16年！
15名のボランティアが78名の中学生の学びを支援

～放課後学習サポート事業～

11月からスタート!!

放

課後学習サポート事業（壬生町教育委員会主催）は、毎年11月から壬生中、南犬飼中の中学3年生を対象として行っています。放課後を利用して進路や夢の実現に向けて学習に励む中学生を、地域住民が無償の学習支援ボランティアとなり、自らの経験やスキルを生かしながら支援するものです。

今年度も15名の学習支援ボランティアが、両校78名の生徒たちの学びのためにご協力くださっています。放課後の各会場では、積極的に学習支援ボランティアに質問する生徒の姿と、それに対して優しく誠実に答える学習支援ボランティアの姿が今年度も見られています。また、お互いに笑顔があふれ、あたたかな交流を深めています。

次代の壬生町の担い手である中学生が、地域みなさまからあたたかな支援を受けながら学び育っていただけるよう、今後も本事業へのご支援をよろしく願います。



壬生中学校の様子



南犬飼中学校の様子

平屋専門店

毎日相談会実施中！ 定休日(水曜日)は除く

ホーデリーホーム

〒321-0158 宇都宮市西川田本町1丁目6-3

TEL:028-612-2878

◎壬生町内で働きませんか。
人材を募集しております。未経験者OK

広報を見たとお気軽に連絡ください。☎0285(23)9806 担当 荒川

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

○壬生町水道施設維持管理業務

○壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

㊤セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 43年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

新たな「壬生お殿様料理」認定

10月28日(水) Chef's Table ODAKAにて、「壬生お殿様料理」認定証授与式及びお披露目会が行われ、小菅町長からChef's Table ODAKAへ認定証が手渡されました。

「壬生お殿様料理」とは、栃木市旧家より発見された壬生藩主四代目鳥居忠燾の「御献立帳」を元に、現代風に再現したもので、現在、町内7店舗で提供されています。

Chef's Table ODAKA

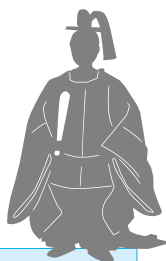
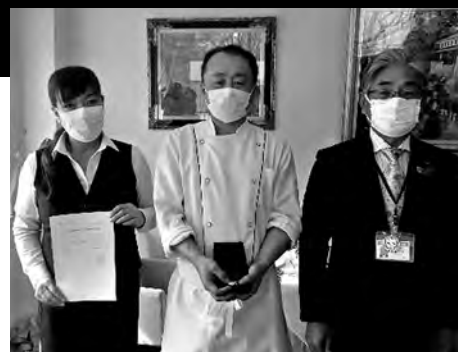
料理名【壬生の国テロワールフレンチstyleフルコース】
値段 6,000円(税込み)

〈店舗連絡先〉

☎(28)6776 / 壬生町至宝1-1-15

定休日：月曜日

※ご予約等は、店舗へ問合せください。



◎問合せ みぶブランド推進協議会 (商工観光課) ☎(81)1844

「みぶブランド」認定!

9月10日(木)役場正庁にて、「みぶブランド」認定証授与式が行われ、小菅町長から認定証が手渡されました。

今回の認定を受け、みぶブランドの認定数は、21社38品となりました。



○認定品：瓢ばんパイ

○認定期間：令和2年9月10日～令和5年3月31日

○事業者：有限会社ケーキハウスヒガノ
壬生町通町9-31 ☎(82)0178

○認定品：純米吟醸壬生

○認定期間：令和2年9月10日～令和5年3月31日

○事業者：有限会社増田屋本店
壬生町大字壬生乙2472-8 ☎(82)0161



◎問合せ みぶブランド推進協議会 (商工観光課) ☎(81)1844

安全と安心を提供する まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

新車・中古車販売 くるま市店

オートサービス安塚給油所

サイクル&モーターショップ

鈴木自動車販売株式会社

スズキ販売壬生

スタンドスズキ

鈴木輪業

壬生町安塚1170-6
TEL:(86)0798
FAX:(86)0903

壬生町安塚793-18
TEL:(86)3188
FAX:(86)3172

壬生町安塚874-3
TEL:(86)0368
FAX:(86)0368

壬生町安塚1935
TEL:(86)0012
FAX:(86)0903

フリーダイヤル (通話料 当社負担) 0120-12-0798

税を考える週間（11月11日～17日）

納税の推進に関するポスター標語

町内の小・中学校から募集しました「納税の推進に関するポスター標語」を、「税を考える週間」（11月11日～17日）に合わせて、役場住民課窓口前の町民ホールに展示しました。

これは、次代を担う児童・生徒が夏休み期間中に「納税の推進に関するポスター標語」を作成することにより、家族みんなで税について考え、関心と理解を深めていただこうと、町内の小学6年生と中学2年生を対象に毎年実施しているものです。

今年は272点の応募があり、最優秀賞各1点、税務署長賞各1点、優秀賞各4点及び佳作（小学校のみ）10点を表彰し、その中から最優秀賞、税務署長賞及び優秀賞を展示しました。

小学生の部

最優秀賞(1点)

「納税はみんなのくらしを支えてる」
壬生小6年 渡邊 愛

税務署長賞(1点)

「ありがとう納税のおかげで住みよい暮らし」
安塚小6年 十文字 紗弥

優秀賞(4点)

「税金で笑顔あふれる街づくり」
壬生小6年 森田 葵空

「税金で笑顔あふれる街づくり」
壬生小6年 野中 琉愛

「納税でつくる明るい未来」
睦小6年 森本 祐以

「税金で日本の暮らしを支えよう」
稲葉小6年 中嶋 希愛



【小学生の部】 最優秀賞 壬生小6年 渡邊 愛

中学生の部

最優秀賞(1点)

「あなたの町を幸せに」
南犬飼中2年 吉川 咲櫻

税務署長賞(1点)

「税は地球の支え」
南犬飼中2年 成田 野々花

優秀賞(4点)

「税を納めよう」
南犬飼中2年 川又 咲輝

「税金で暮らしを守ろう」
南犬飼中2年 粕谷 百佳

「納税で豊かな未来が待っている」
南犬飼中2年 仲村 香夏

「税金でみんなの暮らしが豊かになる」
南犬飼中2年 古川 莉緒



【中学生の部】 最優秀賞 南犬飼中2年 吉川 咲櫻

今月の

壬生論語古義抄

(59)

論語素読のテキスト『壬生論語古義抄』から、章句を紹介します。

【五五】

子川の上に在して曰く、
逝く者は斯くの如きかな。昼夜を舍めず。

(子罕第九)

先生が川のほとりで言われた。「過ぎてゆくものはこの流れる水のようにだね。昼も夜も止まることがなく、新しくなり続ける。」

【みぶまるから一言】

この言葉は、「万物は常に変化して少しの間もとどまらない。」ということを教えてくれているね。今の状態に油断せず、一分、一秒を大切にしてこの先の変化に備えていきたいものだね。



毎週土曜日午前9時から10時まで、歴史民俗資料館で、この『壬生論語古義抄』を使った素読の教室《壬生論語古義塾》を開催しています。なお、現在は新型コロナウイルス感染症の広がりに伴い、当面の間お休みとなります。

無理なく 備蓄

物資が不足した最近の事例

- 平成23年東日本大震災 …… 町内スーパーでは品薄が続き、ガソリンスタンドには給油待ちの車が並ぶなどの混乱がありました。
- 令和元年東日本台風 ……平成27年の関東東北豪雨以降、毎年のように襲ってくる台風の影響で、台風の上陸や接近直前にカップ麺や菓子パン等が売り切れる事態になりました。
- 新型コロナウイルス ……普段と同じ消費をしていれば、不足することの無かったマスクや消毒液の需要が増大したり、SNS等における根拠のないデマが全国的に広がり、トイレトペーパーやティッシュペーパー等が入りにくい状況になったりしました。また、在宅する方が増え、カップ麺やレトルト食品も品薄になりました。

今こそ再確認すべき、『自助・共助・公助』の原則

自助・共助・公助とは、

- 自助**（自分の身は自分で守る。自分で準備できるものは準備する。）
- 共助**（お互いに助け合い、災害リスクを減らす）
- 公助**（自助・共助の支援や、いち早い復興を目指す）

の原則のもと、各家庭における防災意識の向上や備蓄をお願いしているところです。

町としても災害協定や備蓄品の整備を進めておりますが、約4万人の住民の方の食糧と日用品等を十分に確保するとなると整備するにあたり、購入費用はもちろん、保管場所の確保や在庫維持管理にも膨大な費用と作業時間が伴います。

もちろん、町、県、国が災害時に何もしない、用意しないというわけではありません。しかしながら、全てを公的な援助で賄うには膨大な時間と費用が必要であり、災害やウイルスの蔓延といった事態においては、皆様一人一人の意識が大変重要であることをご理解いただければと考えています。

自助・共助には様々ありますが、今回はその中でも、食料や日用品の備蓄の方法について、お伝えします。

始めませんか？

無理なく備蓄！ローリングストック！

非常食や備蓄品を揃えなきゃ！といっても、普段あまり食べない保存用クラッカーや、備蓄おかゆを家族分（それも最低3日分が推奨されています）揃えて貯蔵しておくとなると、お金もかかるし、場所はとるしで、揃えるのも億劫になってしまいますよね。

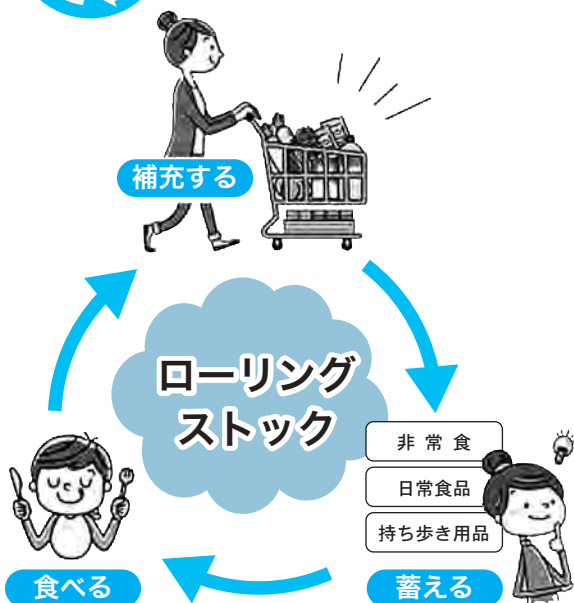
そこで、「ローリングストック」を各ご家庭において是非実施していただきたいと考えています。この方法であれば、防災専用クラッカー等の保存食を買わずに済みます。また、買い占めや在庫切れの際に不安になったり、感染リスクを負いながら、物を探し求めたりしなくても良くなります。

この他にも、各ご家庭にあるカセットコンロ用のガスボンベや日用品を一度見直して、備蓄していただくことで、災害時の安心が更に増えることにつながります。まずはできることから始めてください。

簡単！「ローリングストック」



「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。



ココがポイント

- ・費用、時間の面で、普段の買い物の範囲でできる
- ・買い置きのスペースを少し増やすだけで済む



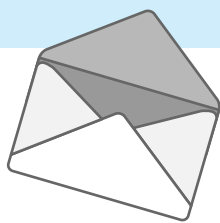
※できれば1週間分を備えましょう

令和防災よもやま話

○1回のトイレでのトイレットペーパー平均使用量は 男性3.15m、女性3.52m（小は1.45m）

○1か月のトイレットペーパー平均使用量は、4人家族で16ロール程度。 ※日本家庭紙工業会HP

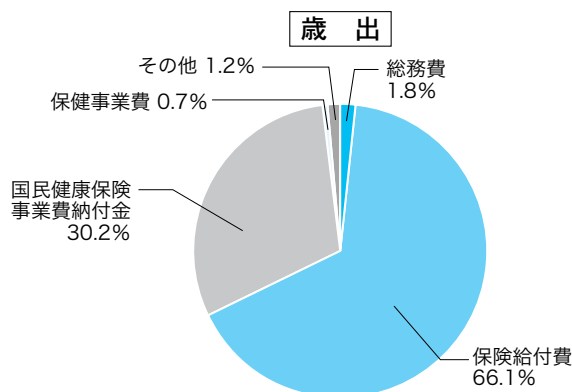
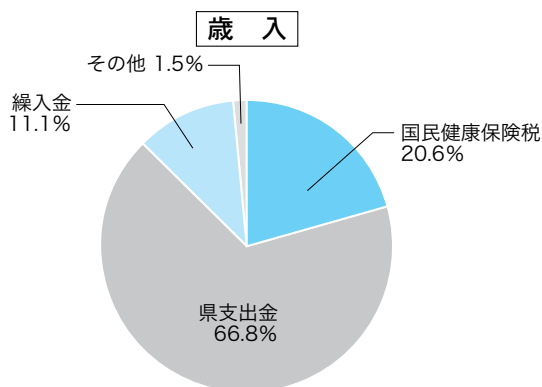
ご自身と家族の物資の必要量を、日常から割り出しておくことも、備蓄品を揃えるうえで大切です。



国保だより



令和元年度壬生町国民健康保険特別会計の財政状況



	令和元年度決算額	対前年度比
歳入	4,419,473千円	99.1%
歳出	4,391,842千円	99.2%
差引	27,631千円	

※令和2年度に繰越

歳入・歳出の主な内容

歳入

- 国民健康保険税…皆様が負担する保険料
- 県支出金…医療費等に対する県の負担分
- 繰入金…一般会計から国保会計への繰入金
(うち赤字補てん目的のもの176,505千円)

歳出

- 総務費…職員給与費・レセプト審査料等
- 保険給付費…皆様の総医療費のうち町が負担する費用等
- 国民健康保険事業費納付金
…町が県に支払う医療費等
- 保健事業費…特定健診・人間ドック助成金等

	被保険者数	対前年度比	世帯数	対前年度比
加入状況	9,460人	95.4%	5,640世帯	97.3%

	1人当たり	対前年度比	1世帯当たり	対前年度比
保険税負担額	97,499円	98.9%	163,535円	97.0%
保険給付額	306,028円	105.6%	513,303円	103.5%

12月は国民健康保険適用適正化月間です

☆社会保険に加入された方へ☆

国民健康保険の喪失手続きをしてください!!

～必要のない国民健康保険税を納付していませんか?～

国民健康保険に加入していた方が、職場の社会保険に加入した場合、[町役場に国民健康保険の資格喪失の届出をする](#)ことになっております。(自動的に国民健康保険の資格は喪失しません。)

喪失の届出をしない限り、職場の社会保険と町の国民健康保険の両方に加入していることとなり、国民健康保険税が賦課されたままになってしまいますので、手続きは忘れずに行ってください。



現在、職場の社会保険に加入し、職場から保険証が交付されているのに、町の国民健康保険証も交付されている方は、国民健康保険の喪失の手続きがされていないので、次頁のものを持参し速やかに国民健康保険の喪失手続きをしてください。

手続きに必要なもの

①現在加入中の健康保険証 ②国民健康保険被保険者証 ③印鑑

※その他届出に來られる方の運転免許証等本人確認のできる書類もお持ちください。

手 続 き 先

役場住民課国保年金係または稲葉出張所、南犬飼出張所

- ★社会保険に加入した場合や他市区町村へ転出した場合等、本来なら壬生町国民健康保険の資格がないのにもかかわらず、医療機関等で壬生町国民健康保険証を使用することは絶対にしないでください。
- ★資格がない期間に、誤って国民健康保険被保険者証を使用した場合、後日壬生町が負担した医療費の返還請求をさせて頂くことがあります。
- ★社会保険を脱退した場合には、速やかに国民健康保険加入の手続きをしてください。手続きの際は、職場から発行される、社会保険資格喪失証明書をご持参ください。社会保険喪失日から国民健康保険加入となり、国民健康保険税が賦課されます。

◎問合せ ●住民課国保年金係 ☎(81)1832

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書等について

確定申告をされる場合、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書は、社会保険料控除の控除額を確認するための大切な資料となりますので、紛失しないようにしてください。

口座振替で納付されている方は、1月中旬に控除の証明となる口座振替済通知書を送付いたします。

領収書等を紛失された場合は、納付額確認書を発行いたしますので、運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、町税務課収税係または稲葉出張所・南犬飼出張所までお越しください。

また、年金から国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を天引き（特別徴収）されている方については、日本年金機構より送付される年金の源泉徴収票の社会保険料の欄に納付額が記載されています。源泉徴収票は、確定申告等で必要となりますので紛失しないようにしてください。

◎問合せ ●税務課収税係 ☎(81)1816

都市計画の案について縦覧を実施します

都市計画を変更するにあたり、都市計画の案を縦覧します。

この都市計画の案について御意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。提出された意見書の要旨は、県の都市計画審議会に提出されます。

○縦覧する都市計画の案

宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(宇都宮都市計画区域マスタープラン)

○対象となる区域

壬生町の全部

○案の縦覧期間及び意見書提出期間

12月8日(火)～12月22日(火) (土、日を除く。)

○意見書の提出方法

意見書を提出される方は、意見書に住所、氏名、生年月日、職業、意見の趣旨及びその理由を明記し

て、提出期間内に知事宛てで、提出先に持参若しくは郵送又は栃木県電子申請システムにより提出してください。

◎縦覧場所、意見書の提出・問合せ

栃木県県土整備部都市計画課 計画担当

☎028(623)2465

栃木県栃木土木事務所 企画調査部企画調査課

☎(23)3593

都市計画課 都市計画係

☎(81)1853



お友達を紹介すると商品券&クオカードがもらえる!

友だちいっぱいご紹介

ありがとうキャンペーン

詳しくはケーブルテレビへ

料金・サービスに関するお問い合わせに関しては

CATV 栃木ケーブルテレビ



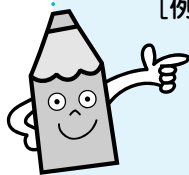
0120-25-1819



国民年金の付加年金

国民年金の付加年金とは、国民年金第1号被保険者が国民年金保険料に加えて、付加保険料（月額400円）を納付することによって、年金受給額を増額することができる制度です。

付加年金額 = 200円 × 付加保険料を納付した月数(物価スライドなし)
 ↑ 老齢基礎年金に毎年加算して支給されます。



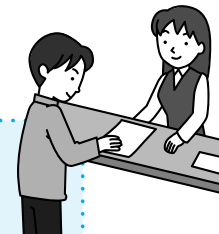
【例. 付加保険料を10年間納付した場合】

付加保険料の納付額 = 400円 × 12月 × 10年 = 48,000円



付加年金の年金額 = 200円 × 12月 × 10年 = 24,000円

毎年、24,000円の付加年金が老齢基礎年金に加算されます。



留意事項

- 老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ支給を受けた場合は、付加年金もそれに合わせて繰り上げ・繰り下げられます。
- 国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例を受けている方、国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。
- 付加年金の加入は、申出書を提出した月分からとなります。
- 納付期限(対象月の翌月末)を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

国民年金の高齢任意加入



国民年金の高齢任意加入とは、国民年金の保険料納付済期間が不足しているため、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない場合や、満額の老齢基礎年金を受給できない場合に、本人の申出により、60歳から65歳までの厚生年金・共済年金に加入していない期間、国民年金に任意加入して保険料を納めることで受給額を増やすことができる制度です。

※昭和40年4月1日以前に生まれた方で、老齢基礎年金の受給資格期間(10年分)を満たしていないが、65歳以上70歳未満までの間に受給資格期間を満たせる場合にも、高齢任意加入できます

留意事項

- 高齢任意加入は、原則として口座振替により納付していただくため、お手続きの際には[金融機関の預金通帳、届出印](#)をお持ちください。
- 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている場合は、高齢任意加入できません。
- 高齢任意加入は、申出書を提出した月分からとなります

手続き窓口

栃木年金事務所・町住民課国保年金係

手続きに必要な物

本人確認書類・年金手帳・金融機関の預金通帳・届出印

◎問合せ

・ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 ・栃木年金事務所 国民年金課 ☎(22)6074
 ・住民課国保年金係 ☎(81)1827

ねんきんネット

「ねんきんネット」は、お客様がご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。詳しくは、日本年金機構のHPをご覧ください。かねんきんネット専用番号へお問合せください。

◎問合せ ねんきんネット専用番号 ☎0570(058)555

個人番号(マイナンバー)カードの受取り可能日時が 12月から追加されます



	11月まで	12月からの交付日時	交付の予約をされた方限定
月曜日	午前9時～午後6時30分	午前9時～午後4時40分	午後5時～午後6時30分
火曜日	午前9時～午後4時40分		
水曜日			午後5時～午後6時30分
木曜日			
金曜日			
第一土曜日	午前9時～11時30分	午前9時～正午	
第一日曜日			
第二日曜日	午前9時～11時30分		

午前9時～午後4時40分の交付は、事前に**予約をされた方が優先**です。予約がない方にも交付はおこなっていますが、お待たせする場合がございます。

午後5時～6時30分と土日の交付は、**予約をされた方の個人番号カード交付のみ**をおこなっています。その他のお手続き（カードの更新・申請、マイナポイントの申込み等）はおこなえませんのでご承知おきください。

予約の電話は
こちらまで！



◎住民課住民係

予約番号 ☎(81)1824

受付時間 月曜日から金曜日

午前8時30分から午後5時15分（月曜日のみ午後7時まで）

※土、日、祝日・休日、年末年始は除きます。

污水管に雨水を流さないでください。

雨の日になると晴れた日よりも多くの污水が流れ込み、近年のゲリラ豪雨や台風の際には一部地域のトイレが使えなくなる重大な事故が発生しております。雨の日に汚水量が増加する原因としては、雨どいからの雨水排水が污水管に接続されている事や、外流しが污水管に接続されているなどが考えられます。

雨どいや外流しの雨水排水は污水管には絶対につながないでください。

污水ますのふたが開いていたり、破損していたりする場合は、破損した隙間などから雨水が浸入することも考えられますので、見つけた場合は修理などの対応をお願いします。

また、不明水対策調査のため、敷地内に立ち入らせていただくことがありますので、その際はご協力ください。

◎問合せ 下水道課工務係 ☎(81)1859

救急車の適正利用について



救急車の適正利用については日頃から、ご理解とご協力ありがとうございます。

ご自身やご家族が、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、かかりつけ医に、電話で問合せの上、受診又は、**受診・相談センター**（24時間対応、土日、祝日含む：電話0570-052-092）に電話相談してください。

※緊急性が高いと判断したら、迷わず

119番通報で救急車を要請してください。

◎問合せ 総務課消防防災係 ☎(81)1808

住民税 Q & A

税制改正により、所得金額の計算方法や控除項目が見直されました。この変更は、令和2年分の所得税及び令和3年度分の住民税の計算に適用されます。

Q 私は令和2年1月から12月までパートで働いています。このパート収入によって、私自身に税金がかかるのは、いくらからでしょうか？また、配偶者の税金にはどのような影響があるのでしょうか？

A パート収入の金額により本人に税金が課税されるかどうか、また、配偶者の税額計算上、配偶者控除の適用があるかどうかを判断することになります。

住民税（町民税・県民税）は定額5,700円の「均等割」と、所得額や控除額によって決まる「所得割」で構成されます。

●パート収入と課税関係

パート収入 (給与収入)	住民税		所得税
	均等割	所得割	
93万円以下	非課税	非課税	非課税
93万円超 100万円以下	5,700円		
100万円超 103万円以下		所得に応じて課税	所得に応じて課税
103万円超			



※パート収入がある方に扶養親族がない場合を想定しています。

パート収入がある方に配偶者がいる場合、収入金額によっては、その配偶者は「配偶者控除」または「配偶者特別控除」を受けることができます。

なお、パート収入がある本人が事業専従者になっていたり、配偶者以外の方の扶養親族となっていたりする場合や、配偶者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除や配偶者特別控除の対象外となります。

●配偶者の収入段階に応じた配偶者（特別）控除額

		配偶者(納税義務者)の合計所得金額 (給与収入のみの場合)					
		900万円以下 (1,095万円以下)		900万円超950万円以下 〔 1,095万円超 〕 〔 1,145万円以下 〕		950万円超1,000万円以下 〔 1,145万円超 〕 〔 1,195万円以下 〕	
パート収入(給与収入)		住民税控除額	所得税控除額	住民税控除額	所得税控除額	住民税控除額	所得税控除額
控除額者	103万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
配偶者特別控除額	103万円超 150万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	150万円超 155万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
	155万円超 160万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
	160万円超 166.8万円未満	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
	201.6万円以上	0円	0円	0円	0円	0円	0円

町税滞納整理強化月間

NO!
滞納

納税の公平と税収の確保のため、12月を「町税滞納整理強化月間」として、徴収の強化に取り組みます。

納税は納期限内に

町が提供する、福祉や教育をはじめ様々なサービスは、町税が主な財源の一つです。町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納付の遅れは、納期内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くことになります。また、督促状の送付などに余分な税金を使うことにもなります。そのため、町では、収入や財産がありながら納付しない滞納者に対して差し押えを強化しています。

納期限内に納付しないとき

税金を納期限までに納めなかった方には、督促状が送付されます。督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかったときには、滞納者の財産（預貯金、生命保険、不動産、給料、自動車、動産（電化製品や美術品、貴金属等））を差し押えなければならないことが法律で定められています。財産調査や差し押え、搜索等に事前の告知や本人の同意は必要としません。

納付困難な事情がある場合には相談を

新型コロナウイルスの影響による収入の減少、病気や失業、事業の廃止、災害にあったなど、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納めることが困難な方は、納期限内に町税務課収税係にご連絡ください。生活状況等をお聞きしたうえで、徴収の猶予などをすることができます。事情により納付が困難な場合には、そのまま放置せずに、まずご連絡ください。

◎問合せ 税務課 収税係 ☎(81)1816

納税・滞納処分Q&A

こんな話を
よく聞きます

Q1 借金があるから税金が払えない

A1 法律には、税金は全ての債務（借金を含む）に優先すると定めてあり、個人債務よりも税金が優先されます。（地方税法第14条）

Q2 いきなり財産を差し押えられた、あんまりではないか

A2 税は納期内納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「財産を差し押えなければならない」と明示してあります。（国税徴収法第47条）

Q3 個人の財産を勝手に調べて差し押えられた、プライバシーの侵害だ

A3 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

Q4 差し押え前に自宅訪問しないのか

A4 差し押え等をするにあたり、自宅訪問して納税を催告することはありません。差し押え等が行われるまでには、必ず事前に督促状などの通知が送付されています。

Q5 小額滞納なのに差し押えるのか

A5 金額の大小に関わらず差し押さえ等を行います。「小額の滞納だから差し押えられないはず…」といった考えはお止めください。



〈壬生町での搜索の様子〉

税金は納期内納付が大原則です。差し押え等滞納処分の必要がないよう、皆さんの自主的な納付をお願いいたします。



パブリックコメントのお知らせ

「第6次総合振興計画後期基本計画(案)」に対してご意見をお聞かせください

1. 目的

壬生町では、第6次総合振興計画前期基本計画が今年度で最終年度となることから、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「壬生町第6次総合振興計画後期基本計画」の策定を進めております。この度、計画(案)がまとまりましたので、住民の皆さまからのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見を参考に計画策定手続きを進めるとともに、ご意見に対する町の考え方等を整理し、後日、公表いたします。

2. 募集期間

12月1日(火)～令和3年1月6日(水)

3. 意見を提出できる方

町内に住所を有する方、町内に通勤又は通学する方、町内に事務所又は事業所を有する方、町税の納税義務者その他本計画について利害を有する方

4. 計画案の閲覧方法

以下の場所でご覧いただけます

- ①町総合政策課企画調整係
- ②稲葉出張所
- ③南犬飼出張所
- ④壬生町公式ウェブサイト

※壬生町公式ウェブサイトを除き、閲覧は土・日・

祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

5. 意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(壬生町公式ウェブサイト及び上記施設に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、あて先は「壬生町総合政策課」宛でお願いします。

- ①郵送(〒321-0292、壬生町通町12-22)または持参(土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
 - ②FAX(82)8262
 - ③電子メール sougo@town.mibu.tochigi.jp
- ※電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

6. 意見の取扱い

提出されましたご意見の概要及び検討結果につきましては、壬生町公式ウェブサイトに公開いたします。併せて総合政策課で閲覧することが出来ます。

※ご意見をいただいた方の氏名等の公開及びご意見に対する個別の回答はいたしません。また、ご意見の内容が類似する場合は取りまとめて公開する場合があります。

◎問合せ 総合政策課企画調整係 ☎(81)1812

第8期「高齢者保健福祉計画(案)」に対してのご意見をお聞かせください

1. 目的

高齢者の保健福祉の総合的な推進と介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、『老人福祉法』及び『介護保険法』に基づき、壬生町高齢者保健福祉計画を策定するにあたり、広く町民の皆様からご意見などを募集し、計画に反映させるものです。

2. 募集期間

12月1日(火)～令和3年1月6日(水)

3. 意見を提出できる方

- ①壬生町に住所を有する方
- ②壬生町に通勤・通学する方
- ③壬生町に事務所または事業所を有する方
- ④壬生町税の納税義務者

4. 計画素案の閲覧方法

- ①町健康福祉課高齢福祉係・稲葉出張所・南犬飼出張所で閲覧
- ②壬生町公式ウェブサイト

5. 意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(町ホームページ及

び閲覧場所に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①郵送または持参
- ②FAX又は電子メールによる送信

(注) 提出期限は令和3年1月6日(水)午後5時15分まで、電話での受付は致しませんのでご了承ください。

6. 意見の取扱い

提出されましたご意見の概要及び検討結果につきましては壬生町公式ウェブサイトに公開いたします。併せて健康福祉課高齢福祉係で閲覧することができます。

(注) ご意見をいただいた方の氏名等の公表、及びご意見に対する個別の回答はいたしません。

(注) 内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

◎問合せ 健康福祉課高齢福祉係
☎(81)1830 FAX(81)1121
Email kenko@town.mibu.tochigi.jp



「壬生町国民健康保険財政健全化計画(第3期)(案)」に対して ご意見をお聞かせください

1. 目的

国民健康保険制度堅持のため、国民健康保険特別会計の収支不均衡を改善すべく、財政の健全化に向けた今後の効果的な取り組みを計画的に推進する目的から、本計画を策定するにあたり、広く町民の皆様からご意見等を募集し、計画に反映させるものです。

2. 募集期間

12月1日(火)～令和3年1月6日(水)

3. 意見を提出できる方

町内に住所を有する方、町内に通勤又は通学する方、町内に事務所又は事業所を有する方、町税の納税義務者その他本計画に対し利害を有する方。

4. 計画素案の閲覧方法

以下の場所でご覧いただけます

- ①住民課国保年金係
- ②稲葉出張所
- ③南犬飼出張所
- ④壬生町公式ウェブサイト

(<http://www.town.mibu.tochigi.jp>)

(注1)④を除き、閲覧は土・日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く平日の午前8時30分から午後5時15分となります。

5. 意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(壬生町ウェブサイトおよび閲覧場所に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、宛先は「壬生町民生部住民課」宛でお願いいたします。

- ①郵送(〒321-0292 壬生町通町12-22)または持参(土日・祝日・年末年始は除く)
- ②FAX (81)1013
- ③電子メール kokuhonenkin@town.mibu.tochigi.jp
(注2)電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

6. 意見の取扱い

提出されましたご意見の概要及び検討結果につきましては、壬生町公式ウェブサイトに公開いたします。併せて、住民課国保年金係で閲覧することができます。
(注3)ご意見をいただいた方の氏名等の公表、及びご意見に対する個別の回答はいたしません。
(注4)内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

◎問合せ 住民課国保年金係 ☎(81)1836

「第6期壬生町障がい福祉計画・第2期壬生町障がい児福祉計画(案)」 に対してご意見をお聞かせください

1. 目的

障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画は、本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定め、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画は、本町の障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的として定めることになっています。

このほど、令和3年度から令和5年度までの3年間における第6期壬生町障がい福祉計画・第2期壬生町障がい児福祉計画についての素案がまとまりましたので、町民の皆様のご意見を募集いたします。

2. 募集期間

12月1日(火)～令和3年1月6日(水)

3. 意見を提出できる方

町内に住所を有する方、町内に通勤又は通学する方、町内に事務所又は事業所を有する方、町税の納税義務者その他計画について利害を有する方

4. 計画素案の閲覧方法

以下の場所でご覧いただけます

- ①健康福祉課障がい福祉係
- ②稲葉出張所
- ③南犬飼出張所
- ④壬生町公式ウェブサイト

(<http://www.town.mibu.tochigi.jp>)

(注1)④以外につきましては、執務時間中の閲覧となりますのでご了承ください。

5. 意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(壬生町公式ウェブサイト及び閲覧場所に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、宛先は「壬生町民生部健康福祉課」宛でお願いいたします。

- ①郵送(〒321-0292 壬生町通町12-22)または持参(土日・祝日・年末年始は除く)
- ②FAX (81)1121
- ③電子メール kenko@town.mibu.tochigi.jp
(注2)電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

6. 意見の取扱い

提出されましたご意見の概要と、検討結果につきましては、町公式ウェブサイトに公開いたします。併せて健康福祉課で閲覧することができます。
(注3)ご意見をいただいた方の氏名等の公表、及びご意見に対する個別の回答はいたしません。
(注4)ご意見の内容が類似する場合は、取りまとめて公表する場合があります。

◎問合せ 健康福祉課障がい福祉係 ☎(81)1829

中小企業者向け 先端設備等導入計画の認定について

○事業内容

町の「導入促進基本計画」に沿った「先端設備導入計画」を作成していただき、町の認定を受けることにより、条件を満たした設備の固定資産税が3年間ゼロになる特例を受けられる等の各種支援措置を受けることができます。

○認定を受けられる中小企業者

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者です。会社及び個人は、下記の資本金基準と従業員基準のいずれか一方を満たせば対象となります。

業種分類	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
(政令指定業種) ゴム製品製造業(※)	3億円以下	900人以下
(政令指定業種) ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
(政令指定業種) 旅館業	5千万円以下	200人以下

※ただし、以下に該当する場合は認定対象外ですのでご注意ください。

- ・人員削減を目的とした取組
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるもの
- ・町税を滞納している場合
- ・売電を目的とした太陽光発電設備

○先端設備導入計画の主な要件

計画期間	計画認定から3年間、4年間又は5年間
労働生産性 向上の目標	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること 【労働生産性の計算式】 (営業利益+人件費+減価償却費) / 労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）
先端設備等 の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること 【減価償却資産の種類】 機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建築附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会等）において事前確認を行った計画であること

○認定受付期間

令和5年3月31日まで

◎申請書類や認定に関する問合せ

商工観光課 商工振興係 ☎(81)1845

◎固定資産税の特例に関する問合せ

税務課 資産税係 ☎(81)1818

中小企業者の皆様へ

固定資産税の軽減を受けられる可能性があります。

○内容

新型コロナウイルス感染症の影響により以下の条件に該当する中小企業、個人事業主の方は所有する償却資産及び事業用家屋の令和3年度課税の固定資産税が軽減もしくはは免除になります。

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の減少割合	軽減率
前年同期比 50%以上	全額
前年同月比 30%以上50%未満	2分の1

○申請方法

以下の書類を揃え、税務課資産税係までご提出をお願いいたします。

- ①認定経営革新等支援機関の確認を受けた申告書原本（認定経営革新等支援機関の確認印が押されたもの）。※申請書は税務課にあるほか、壬生町公式ウェブサイトからダウンロードもできます。
- ②収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書など）【コピー可】。
- ③特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）【コピー可】。

- ④（対象者の方のみ）収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類が必要となります。

○申請時の注意点

- ・今回の軽減は課税年度が令和3年度の分のみ適用となります。
- ・対象は償却資産と事業用家屋のみとなるため、土地は対象外となります。
- ・経営認定支援機関からの認定がない場合は軽減が適用できませんので、必ず認定を受けてください。（経営認定支援機関の確認は中小企業庁もしくは金融庁のホームページで可能です。）

○申請期限

令和3年1月4日(月)から2月1日(月)までとなります。

この軽減措置の詳細は中小企業庁公式ウェブサイトに掲載しているほか、壬生町公式ウェブサイトにも掲載しております。申請等で不明な点等があれば、税務課資産税係 [☎0282(81)1818] までご連絡をお願いいたします。

国体通信



Vol.3



今回は、『銃剣道』についてご紹介します。

国体競技における銃剣道競技は、前回の栃の葉国体(1980年)から正式競技となり、広く国民スポーツとして発展し、壬生町は銃剣道の聖地と呼ばれています。隔年で実施されてきた銃剣道ですが、今回のいちご一会とちぎ国体から毎年の実施となります。

Q 銃剣道ってどんな競技？

A 銃剣道は、我が国の伝統的古武道の一つである槍の突き技を源流とした武道です。

木銃と呼ばれる檜の木などで作られた長さ166cmの銃形をした用具を使用し、相手と突き合う競技です。銃剣道は突き技のみで打ち技はなく、相手の木銃を払う技以外は禁止されています。競技は、1チーム3人の団体戦で行われ、5分間の3本勝負を原則として、2本先取した者を勝ちとします。



Q 競技の醍醐味は？

A 勝敗を決める「有効な突き」は、気(充実した氣勢)・剣(正しい剣筋)・体(正しい姿勢)が一致し、残心(突き技のあとに油断がないこと)のある技でなければならず、いかに相手の隙を見逃さずに突き技を繰り出すかが重要になります。試合では、相手との間合いを測り、相手の構えている木銃や相手の突きを「打ち払う」「かわす」「押さえる」などで相手の体勢を崩す、あるいは隙を作り、いかに「有効な突き」を繰り出すかが見どころです。

常に相手に敬意を払い、礼に始まり礼に終わる礼儀正しい態度、勝って奢らず、負けて悪びれない選手たちの爽やかな態度も必見です。

Q 勝ち負けはどのように決まるの？

A 3人の審判員が赤・白の審判旗で「有効突き」を表示(認めた方の旗を斜めに挙げる)し、2人以上の審判員が挙げた場合に1本となり、2本先取した方が勝ちとなります。いずれかが1本を取り、試合時間(5分)が経過したときは、1本を取っている方が勝ちとなります(1本勝ち)。試合時間内に勝敗が決しない場合は、2分延長して試合を続け、1本先取した方が勝ちとなります。延長時間内に勝敗が決しない場合は、3人の審判員が試合内容の優劣による「旗判定」で勝敗を決めます(判定勝ち)。

また、試合を公正に行わせるため、禁止事項があり、これを犯したときは「反則」とし、1試合中に反則2回で相手に1本与えられます。

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」銃剣道のリハーサル大会が令和3年8月22日(日)、本大会が令和4年10月8日(土)~10日(月・祝)に栃木県立壬生高等学校体育館において実施されますので、ぜひご来場ください。



壬生町から「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」を盛り上げていきましょう！

いっしょに国体をもりあげるまろ~☆☆

年末年始の町役場業務等と 施設休業のお知らせ

壬生町役場、稲葉・南犬飼出張所は閉庁(お休み)となりますのでご不便をおかけしますが、よろしくお祈りいたします。

○期間

12月29日(火)～令和3年1月3日(日)

※上記期間中でも、死亡届、出生届、婚姻届などの戸籍届書は以下の施設でお預かりいたします。
(届書の内容によっては、平日再度、ご来庁いただく場合がございますので、ご了承願います)

○壬生町役場本庁 ☎(81)1825

受付時間 8:30～17:15 その他の時間帯は石橋地区消防組合壬生消防署(壬生町大字国谷1036番地)でお預かりいたします。
(死亡届等お預かりできない届書もございます)

■その他主な施設の休業

(お問合せは各施設へ)

①とおりまち保育園

休業期間

12月29日(火)～令和3年1月3日(日)

②児童館

休業期間

12月28日(月)～令和3年1月4日(月)

③総合運動場全施設、北部運動場、南部運動場、図書館、生涯学習館、嘉陽が丘ふれあい広場
休業期間

12月28日(月)～令和3年1月4日(月)

④城址公園ホール(壬生中央公民館)、南犬飼地区公民館、稲葉地区公民館、歴史民俗資料館
休業期間

12月28日(月)～令和3年1月5日(火)午前中まで

⑤ふれあい交流館

休業期間

12月28日(月)～令和3年1月4日(月)

⑥総合公園陸上競技場(壬生町総合公園内)

休業期間

12月28日(月)～令和3年1月4日(月)

⑦町民活動支援センターみぶりん

休業期間

12月28日(月)～令和3年1月4日(月)

⑧おもちゃ博物館

休業期間

12月28日(月)～令和3年1月4日(月)

年末年始のごみ収集・し尿のくみ取りは、 下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

年 末

・ごみ収集

12月30日(水)まで、指定曜日の区域を通常どおりに収集します。

・ごみの持ち込み

12月30日(水)まで、受け入れます。(8:30～17:00まで)

※最終日は大変込み合いますので、前日までの来場をおすすめします。

なお、**31日は受け入れません**ので、お気を付けください。

・し尿くみ取り

12月28日(月)まで、くみ取りします。

年 始

・ごみ収集

1月4日(月)から、指定曜日の区域を通常どおりに収集します。

※年始の回収が休業となるため、ガラス・ビン類を回収する週が変わりますのでご注意ください(第1・第3週→第2・第4週、第2・第4週→第3・第5週)。詳しくは収集日程表をご覧ください。

・ごみの持ち込み

1月4日(月)から、受け入れます。(8:30～17:00まで)

・し尿くみ取り

1月4日(月)から、くみ取りします。

※休業期間中は、ごみステーションにごみを出さないよう、ご協力をお願いします。

※ごみの収集ルートが変更になり、収集の時間が普段とずれる可能性がありますので、ごみは必ず**収集当日の朝8:00まで**に出してください。

◎問合せ

・ごみについて……清掃センター ☎(82)3424

・し尿について…クリーンセンター ☎(82)6739



Q 安全見守りボランティア スクールガードって、何?

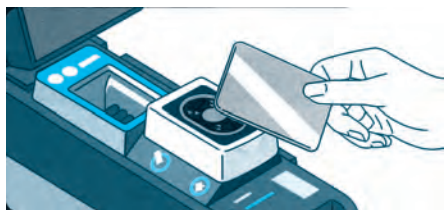
A 児童・生徒が犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、自宅周辺や通学路で子どもたちの安全を見守るボランティア活動です。

スクールガードに、ご協力をお願いします

～皆様のあたたかい眼差しが、子どもたちの笑顔を守ります～

◎問合せ 生涯学習課 ☎(81)1873

子どもたちの安全・安心な登下校環境を充実させるためには、町民の皆様のご支援とご協力が不可欠です。年度途中も、小学校区ごとの安全見守りボランティアスクールガードを募集しておりますので、ご協力をお願いいたします。



路線バスをご利用いただいているお客様へ 重要なお知らせ

2021年のICカード導入に伴い

バスの利用方法が変わります

日頃より、町の公共交通にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、町内を運行しております路線バスにしまして、ICカード導入を2021年春頃に予定しております。

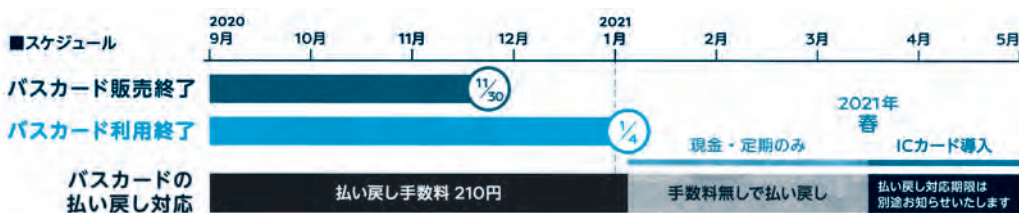
また、導入に伴い従来のバスカードのご利用が**2021年1月4日(月)**をもって**終了**となり、翌日の**2021年1月5日(火)**よりICカードに対応した車内機器に交換となったバスから順次、乗車方法が「うしろ乗り」へ変更となります。

ご利用をいただいている皆様にはご不便をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。



バスのフロント面に乗車方法が表示されています。ご乗車の前にご確認ください。

バス正面にて
乗車方法を表示
いたします。



お問合せ 関東自動車株式会社 路線バス部
TEL.028-634-8133
受付時間/平日(月~金) 9:00~17:30

ジェイアールバス関東株式会社 宇都宮支店
TEL.028-687-0671
受付時間/平日(月~金) 9:00~17:30

○掲載内容に関する問合せ先：
左記番号までお問合せ下さい
○掲載に関する問合せ先：
壬生町 総合政策課 企画調整係 ☎(81)1813

壬生町ウイズ・コロナ安全安心対策事業補助金

～感染拡大予防対策に取り組む 事業者を応援しています!～

受付中

【対象となる事業者】

小売業・宿泊業・飲食サービス業・生活関連サービス業・療術業

【対象となる経費】

○衛生消耗品購入費…衛生用品（マスク・フェイスシールド・消毒液等）

※上限25,000円（税抜き）まで

○物品・機械購入費…仕切り用アクリル板、テイクアウト容器費 等

○設置・改修費…パーテーション設置、換気設備（換気扇・エアコン等）

○その他施設の感染予防対策に必要なと認められる経費…リース料 等

【対象となる期間】

○令和2年4月1日～令和2年12月31日まで
※すでに実施（購入）済みの対策にもご利用いただけます。

【補助率】 4/5

【補助金額】

1事業者1万6千円～20万円※1事業者1回のみ

【募集期間】

○受付 令和3年1月15日(金)まで

○締切 令和3年1月15日(金) [17時必着]

※予算がなくなり次第終了

【提出書類】

壬生町ウイズ・コロナ安全安心対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)ほか※詳細は壬生町・壬生町商工会HPをご確認ください。

<https://www.town.mibu.tochigi.jp/>

【提出先】

壬生町商工会（壬生町大師町3-13）

申請事業者には「安全・安心宣言店」のチラシとポスターを配布。また、壬生町・壬生町商工会公式ウェブサイトにて、安全・安心宣言店として掲載いたします。



◎問合せ 壬生町商工会 ☎(82)0475

催し・講座

婚活♡バレンタインコン
の開催について

神社で素敵な出会いをしてみませんか？ロマンチックなイルミネーションをバックにフリートーク♡バレンタインデーに理想のパートナーを見つけましょう！

詳しくは「とちぎ未来クラブ」でご確認ください。

○日時 令和3年2月14日

(日)午後3時～6時

○場所 警裂根裂神社・安塚駅前広場イルミネーション

○対象 男女各8名 概ね45歳くらいまで(独身者)

※応募多数の場合は抽選

○参加費 男性2,000円
女性1,000円(当日徴収)

○申込方法 氏名(フリガナ)・年齢・性別・職業・携帯電話・住所・自己PRを記入し、メールを送付

○申込・問合せ ハッピーチャンス ☎080(8011)0633(ショートメール可)
happychance.78@gmail.com

安塚駅前広場イルミネーション
点灯 イベント開催

安塚駅前広場でイルミネーションを点灯します。イルミネーション点灯式は12月18日

(金)午後4時40分より開催します。また、子供向けに駄菓子と、光るブレスレットの無料配布もあります。(数に限りがあるため、無くなり次第終了)

○点灯期間 12月18日(金)～令和3年2月19日(金) 毎日午後5時～10時

○場所 安塚駅前広場

○問合せ 安塚イルミネーション実行委員会 会長 小川 ☎080(8011)0633

第3回危険物取扱者試験

○試験の種類 甲種・乙種(第1類～第6類)・丙種

○試験日 令和3年2月7日(日)

○場所 宇都宮市

○手数料 甲種…6,600円
乙種…4,600円
丙種…3,700円

○願書配布場所 石橋地区消防組合消防本部

予防課、各消防署

○書面申請 12月7日(月)～18日(金)(一財)消防試験研

究センター栃木県支部

○電子申請 詳細は(一財)消防試験研究センター栃木県支部ホームページをご覧ください

https://www.shoubo-shiken.or.jp

○問合せ (一財)消防試験研究センター栃木県支部 ☎028(624)1022

宇都宮市昭和1・2・16 栃木県自治会館

放送大学 入学生募集のお知らせ

放送大学は令和3年4月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で楽しんで

ています。

テレビによる授業だけでなく、インターネットで好きなときに受講することもできます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げています。お気軽に問合せ先までご請求ください。

出願期間は、第1回が2月

28日まで、第2回が3月16日までです。

○問合せ 放送大学栃木学習センター ☎028(622)0572

おしらせ

猫と一緒にくらすために

栃木県動物愛護指導センターや町には、猫に関する苦情や相談が多数寄せられています。その内容は、野良猫や捨て猫に関するものがほとんどです。原因は、飼い主の無責任な飼い方や、野良猫に無責任にエサをあげていることだと考えられます。

○猫の飼い主は次のことを守ってください。

①身元の表示をしましょう。

飼い猫であることをはっきりりさせるため、名札などで所有者を明示しましょう。

②屋内飼育に努めましょう。

安全で、ストレスが発散できれば、猫は空間をうまく使

えるため、広い場所を必要としません。屋内に上下運動のできるタワーを設置したり、たんすなど家具を利用したりするなどして屋内飼育に努めましょう。屋内飼育することにより、交通事故や感染症から猫を守るようになります。

③トイレのしつけをしましょう。

猫はとてもきれいな好きです。室内の決まった場所です。室内の決まった場所です。排泄するようしつけましょう。

④不妊去勢手術を実施しましょう。

繁殖させる予定がなければ、不妊去勢手術を受けさせましょう。不幸になる命を増やさないことも動物愛護につながります。なお、不妊去勢手術については、動物病院にお問合せください。

○野良猫にエサを与えないでください。

野良猫にエサを与えることは、大変無責任な行為です。かわいそうだと思つてエサを与えるのであれば、飼い主として責任を持って飼いまし

う。

○猫に関するQ&A

Q 近所にいる飼い主不明の猫を引き取ってほしい。

掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください

A猫の引き取りはできません。猫は、飼いか野良猫かの判断ができないためです。また、犬と異なり、捕獲を行うための法的根拠がありません。

Q飼主の不明な猫はどうすればいいの？

A猫に障害を与えないよう、水をかけるなどの方法で追いついてください。なお、猫に危害を加えることは法律違反になってしまいます。

Qその他(捨てられた子猫等)
A栃木県動物愛護指導センターにご相談ください。

猫の飼い方等の相談窓口

栃木県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

近所の方から愛犬がさらわれないために

①犬はつないで飼います。

②散歩中は引き綱をつけ、ビニール袋やティッシュ、スコップ、水を入れたペットボトルを必ず携帯し、ふんは家まで持ち帰りましょう。

③所有者の明示をしましょう。

(首輪等に名札や鑑札をつけてください)。

④なきぐせがある場合は獣医師に相談し、しつけをしてください。

※愛犬は大切な家族の一員です。社会のルールを守って大切に飼育しましょう。

◎届出、問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

◎動物に関する相談
栃木県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

ごみのポイ捨てはやめましょう

町では、たばこや空き缶などのポイ捨てを禁止し、地域の環境美化を図るために「壬生町空き缶等の散乱防止に関する条例」を施行しています。

ごみのポイ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、不衛生で、時には事故や火災の原因ともあります。

心ないポイ捨て行為をなくすためには、私たち一人ひとりがポイ捨てを許さない環境をつくるのが大切です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◎たばこの吸い殻をポイ捨て

していませんか。

○空き缶・ペットボトルは所定の場所に捨てましょう。

○ポイ捨ては犯罪だという意識を持ちましょう。

○何気ないポイ捨て行為が多くなる人の迷惑だと気付きましょう。

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)1834

年末の交通・地域安全運動の実施

12月11日から12月31日まで、「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」と「地域安全運動(防犯運動)」が実施されます。特に年末においては、事件事故が多発する傾向にあることから、町民の皆様におかれましても安全で安心な町づくりのためご協力をお願いします。

◎交通安全運動の重点

1. 子供と高齢者の交通事故防止

2. 安全運転の励行と飲酒運転等の根絶

3. 「原則ハイビーム」と「ライト4(フォア)運動」の推進

※栃木県では午後4時に前照灯を点灯する「ライト4運動」

を実施しています。

◎地域安全運動スローガン
「みんなでつくるもう安心の街」

**COOL CHOICE
とちぎチャレンジ！2020**

栃木県では、省エネ家電・住宅設備買換キャンペーン「COOL CHOICEとちぎチャレンジ！2020」を実施しています。

12月31日(木)までに、県内の販売店舗で対象の省エネ製品へ買い換えて応募いただいた方全員に、オリジナルエコバックを差し上げます。

この機会に、省エネ製品への買い換えを検討してみませんか。

◎応募資格 県内在住・通勤・通学者

◎応募受付期間 12月31日(木)まで(消印有効)

◎対象商品

・冷蔵庫、テレビ、エアコン、温水洗浄便座(統一省エネの製品に限る。)

・LED照明(白熱電球や蛍光灯からの買換に限る。)

・窓の断熱改修(省エネ建材等級3つ星以上の製品に限る。)

A 内窓設置、外窓交換
B ガラス交換(単層ガラスから複層ガラスへの交換に限る。)

・高効率給湯器(エコジョーズ、エコフィール、エネファーム、エコキュート、ハイブリッド給湯器)

◎応募方法

①「COOL CHOICEとちぎ チャレンジ！2020」応募サイトから応募
(<https://tochieco.jp/challenge2020/>)

②販売店等にあるチラシ裏面の応募用紙により郵送、ファックス又はメールで応募

◎応募及び問合せ 栃木県地球温暖化防止活動推進センター
☎028(673)9101 FAX028(612)6611

**壬生町シルバー人材センター
会員募集中(入会説明会)**

年齢を重ねても、まだまだ元気で働きたい意欲のある60歳以上の皆さん、一緒に働きませんか。新規会員の説明会を開催します。関心をお持ちの方は、説明会にぜひお越しください。

◎入会資格

・町内在住で原則60歳以上の方

- ・健康で、働く意欲のある方（特別な資格などは必要ありません）
- ・シルバー事業の趣旨を理解し、賛同される方

○日時 1月4日（月）午後

1時30分～（1時間程度）

○場所 壬生町シルバークラブ研修室（町テニスコート南西）

○説明会内容 入会資格説明・シルバー事業の趣旨・概要説明・入会申込書の記入方法・質疑

○問合せ（公社）壬生町シルバー人材センター ☎（82）4682 FAX（82）4687

道路の穴や損傷等の情報提供のお願い

町では、道路を良好な状態に保つように維持管理し、交通に支障を及ぼさないように努めています。道路の穴や損傷等の異常にお気づきの際には、建設課まで情報提供をお願いします。

○提供を願う情報

- ・道路上に大きな穴、段差や損傷等がある
- ・道路側溝のふたが破損している
- ・その他、道路上で危険と思われる箇所がある

○連絡するときの必要事項

- ・発見の場所（住所や、付近で目印となる建物等）
- ・穴等の程度（だいたいのおおきさなど）

○問合せ 建設課管理係 ☎（81）1850 FAX（82）8252

水洗化にご協力を 下水道を利用できる地域のみなさんへ

○トイレの水洗化は3年以内に公共下水道が完成し、お住まいの地域が「処理区域」になりますと、できるだけ早く排水設備を設置していただく必要があります。

くみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

また、処理区域内では、公共下水道に接続しないと建物の新築または増改築をすることはできません。

「排水設備」工事は建物の所有者に義務づけられています。

ただし、借家人など土地や建物の所有者以外の人でも、排水設備の工事をすることができ、この場合は建物の所有者の同意が必要となります。

○排水設備工事は必ず「指定工事店」で

排水設備の工事の相談や見積り、施工は「壬生町下水道排水設備指定工事店」に依頼してください。

指定工事店は、基準にあった排水設備を設置するために必要な技術を持ち、責任ある施工を行える工事店として、町が認定した工事店です。

指定工事店以外で工事をしますと、完成後の検査が受けられず、無効の工事となりますのでご注意ください。また、指定工事店では、町に出す各種書類の作成や申請などの手続きをみなさんの代わりに行います。

※指定工事店一覧は、町の公式ウェブサイトに掲載しています。

○問合せ 下水道課 ☎（81）1858

井戸水を使用している公共下水道使用者の方へのお願い

井戸水のみを使用または水道水と井戸水を併用して下水道を使用されている方は、ご家族の人数が変更になる際

（転入、転出（長期にわたる転勤・遠隔地への入学・介護施設等への入所など）、出生、死亡など）には、すみやかに町下水道課まで「公共下水道使用人数届」の提出をお願いします。

また、井戸水で下水道を使用される方は転入・転出の際には「公共下水道使用届（開始・休止）届」をご提出ください。

○井戸水使用者の下水道の使用量の算出のしかた

壬生町では、下水道使用料金を算定する際の基準となる下水道の使用量を、基本的に町の水道の使用量としていますが、水道水以外の水（主に井戸水）を使用されている場合には、次の基準により使用量が認定されます。

①井戸水のみを使用している場合（1人につき1ヶ月6m³）

●例 4人家族の場合、6m³×4人＝24m³が1ヶ月の汚水量と認定されます。

②井戸水と水道水を併用している場合（1人につき1ヶ月4m³+水道使用水量）

●例 4人家族で水道使用量が10m³の場合、4m³×4人+10m³＝26m³が1ヶ月の汚水量と認定されます。

※下水道使用料は2ヶ月に1度の納付です。

※人員には0歳児も含みます。

○問合せ 下水道課 ☎（81）1858

水道メーター検針のお知らせ

水道メーター検針を下記の

とおり実施しますので、お願いします。メーター器及びボックスについては、お客様に管理をしていただくことになっていきますので、併せてお願いします。

○期間 1月3日（日）～12日（火）

○特に協力いただきたい事項

- ・期間中、犬は出入口やメーターボックスから離れた所につないでおいってください。
- ・メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・（鉄板、資材、植木鉢、車、洗濯機など）
- ・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- ・（水、砂、泥、ゴミなど）

・家屋の増改築の際は、メーターボックスを見やすいところに設置してください。

【宅内漏水にご注意を！】

床下など見えないところで漏水していることがありますので、ときどき水道メーターの確認をお願いします。漏水を発見した場合は、町指定給水装置工事業者に連絡し、早急に修理をお願いします。（お客様負担）

【止水栓から宅地内の給水装置の漏水について】

壬生町では、止水栓から宅地内の給水装置（給水管、メ

「ターボックス等）」については、お客様の管理区分となっております。この部分についての漏水等の修繕は、お客様にご負担いただくこととなりますので、ご承知おきください。

【放射性物質測定結果について】

3ヶ月に1度、水道水の放射性物質を測定しています。結果については、町公式ウェブサイトで随時公表しています。なお、放射性物質は検出されていませんので、安心してご使用ください。

◎問合せ 水道課 ☎(82)2260 (徴収事務受託者 (株)日本ウォーターテックス)

法定相続人は誰？法定相続情報証明制度について

相続手続きにおいては、お亡くなりになられた方の戸籍簿本の束を相続手続の窓口へ何度も出し直す必要があります。そこで、相続人の負担を軽減するため、戸籍などの書類を基に法定相続人が誰であるのかを法務局が確認し、戸籍簿本等に代わる公的証明書を無料で発行する「法定相続情報証明制度」を開始しています。この証明書は、相続登記はもちろんのこと、金融機関における預貯金の払戻しや税務署での相続税の申告

等、様々な相続手続きでご利用いただけます。詳しくは法務局ホームページをご覧ください。

◎問合せ 宇都宮地方法務局 栃木支局 ☎(22)1553

自宅からのe-Tax・スマホ申告について

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていたら、ICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

来年の確定申告では、新型コロナウイルス感染症防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

◎問合せ 栃木税務署 ☎(22)0885(代表)

下水道工事にご協力ください

下水道工事を、下記のとおり行います。工事期間中は、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

- ①○工事名 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第6工区
 - 工事箇所 大字壬生甲地内
 - 工事期間 令和3年3月下旬頃まで
- ②○工事名 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第7工区
 - 工事箇所 大字藤井地内
 - 工事期間 令和3年3月下旬頃まで
- ③○工事名 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第8工区
 - 工事箇所 大字藤井地内
 - 工事期間 令和3年3月下旬頃まで
- ④○工事名 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第9工区
 - 工事箇所 大字壬生甲地内
 - 工事期間 令和3年3月下旬頃まで

※なお、測量や材料の発注等により、時間を要する場合があります。

◎問合せ 下水道課 集落排水係 ☎(81)1841



下水道工事にご協力ください

⑤〇工 事 名 社会資本整備総合交付金事業 舗装本復旧
(北部第十一排水区) その1工区

- 〇工事箇所 大字安塚地内
- 〇工事期間 令和3年 1月下旬頃まで



⑥〇工 事 名 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道工事
(稲葉処理分区) その1工区

- 〇工事箇所 大字壬生甲地内
- 〇工事期間 令和3年 3月上旬頃まで



※なお、測量や材料の発注等により、時間を要する場合があります。

◎問 合 せ 下水道課 工務係 ☎(81)1859

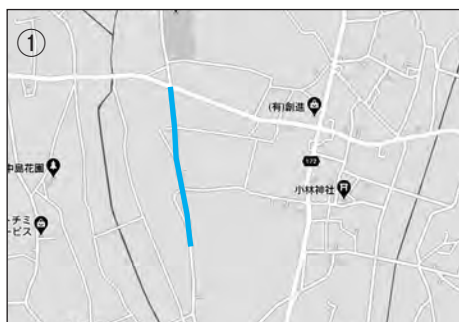
道路工事にご協力ください

道路工事を、下記のとおり行います。

工事期間中は、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

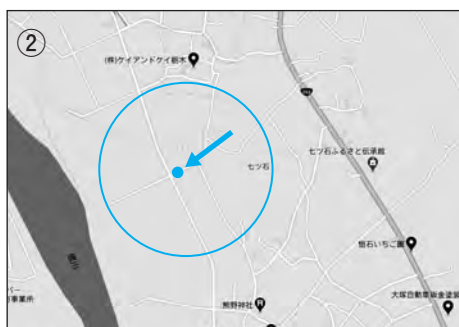
①〇工 事 名 社会資本整備総合交付金事業 交通安全施設整備工事
二級町道70号線その3

- 〇工事箇所 大字助谷地内
- 〇工事期間 12月中旬～令和3年3月上旬



②〇工 事 名 橋梁整備工事 1211-1号橋

- 〇工事箇所 大字七ツ石地内
- 〇工事期間 12月上旬頃～令和3年3月上旬



※なお、測量や材料の発注等により、実際の工事期間が前後する場合がありますのでご了承ください。

◎問 合 せ 建設課土木係 ☎(81)1851

策機構 栃木支所(被害者援護担当)
028(622)9001

◎問 合 せ 独立行政法人自動車事故対
策機構 栃木支所(被害者援護担当)

自動車事故被害者に対する支援制度
独立行政法人自動車事故対策機構
(略称・NASVAナスバ)では、自
動車事故被害者に対して、「遷延性意
識障害者のための療護施設の設置・運
営」、「重度後遺障害者に対する介護
料の支給」及び「中学生までの交通遺
児等に対する育成資金の無利子貸付」
など、様々な被害者支援制度を行って
います。詳しくはお問合せください。



◎申 込 ・ 問 合 せ 健康福祉課健康増進
係 ☎(81)1885

◎その他 事前申込み必須。12月16日
(水)より申込受付開始。

◎日時 2月1日(月)午後2時～4時

◎場所 町保健福祉センター大会議室

◎対象 壬生町にお住まいの方(定員
30名)

は、お問合せください。

心理カウンセラーをお招きして、ス
トレスとの上手な付き合い方に関す
る講話を行います。ちょっとしたコツを
教えてもらうことで、日頃のモヤモヤ
も少しは軽くなるかも!? 詳細について

こころの健康づくり講座

ストレスとの上手な付き合い方

介 護

傾聴ボランティアグループ

「きかせて」が贈るサロン

『はらっせ』の開催について

傾聴ボランティアグループ「き

かせて」のメンバーが参加してい

ただいた方のお話し相手をいたし

ます。どなたでも参加できます。

和やかな雰囲気の中で、お茶やコ

ーヒーを飲みながら楽しいひと時

を過ごしませんか？

○日時 12月8日(火)

午前10時～11時30分

○参加費 無料

○場所 町保健福祉センター

◎問合せ 壬生町傾聴ボランテ

ィアグループ「きかせて」

☎(82)3902 佐藤方

町社会福祉協議会 ☎(82)78

99

オレンジカフェ「なごみ」の

開催について

認知症の方やその家族、地域

のみなさんが楽しめる場所です。

当日は、ボランティアの方に

よる歌や踊り、民話等のレクリ

エーションも予定しております。

(内容はその日によって異なります)

お茶を飲みながら、なごみま

しょう。

○日時 12月25日(金)

午前10時～正午

○参加費 100円

○場所 町保健福祉センター

◎問合せ

健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センタ

☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センタ

☎(82)2119

○オレンジカフェ「福来(ふ

つくり)」の開催について

認知症の方やその家族、地域

住民の方々、専門職等の誰もが

参加できる集いの場です。どなた

でもお気軽にお越しください。

当日は、ボランティアの方によ

る歌や踊り、民話等のレクリエ

ーションも予定しております。

(内容はその日によって異なります)

お茶やコーヒーを飲みなが

ら、ほっとひと息しませんか。

○日時 12月20日(日)

午前10時～正午

○参加費 100円

○場所 デイサービスセンター

しもつけ荘ホール

◎問合せ

健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センタ

☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センタ

☎(82)2119

児童館からのお知らせ

はじめての児童館

児童館をはじめて利用する親子を応援します。

○日時 12月9日(水)

午前10時30分～11時30分

○内容 利用案内・読み聞かせ・クラフトタイム

・自由遊び

○対象 はじめて児童館を利用する親子

○申込 前日までに電話で申込み

マミータイム【マグネット付きフェルトケーキ】

小物づくりをきっかけに子育て・ママ友づくりを

応援します。

○日時 12月18日(金)午前10時～正午

(クラフト受付11時30分まで)

○内容 クラフトタイム・読み聞かせ・自由遊び

○対象 未就園児親子 10組

○申込 前日までに電話で申込み

*申込み人数により、時間調

整をする場合があります。



【共通事項】

○場所 壬生町児童館

◎問合せ こども未来課児童館 ☎(82)7388

高校生事業「MIBU×YOU ミラクルマップPROJECT」参加者募集!

令和2年度～4年度の3年間を活用し、高校生を中心とした新事業をスタートします!

町を歩き、街歩きマップを作成して、自分の手で「壬生の魅力」を発信してみませんか?

○活動場所 おもちゃのまち

○対象者 町内在住の高校生・町内又は近隣の高校に通学する高校生

※対象は1・2年生ですが、それ以外の希望者には別途対応します。

○募集人数 20名

○募集締切 12月21日(月)

○活動内容 おもちゃのまち散策、街歩きマップ作成、下野市・上三川町との交流等

令和2年度は、ワークショップを予定しています。

初回…令和3年1月23日(土)午後2時～

○申込方法 右の二次元コード、または [ミラクルマッププロジェクト](#) [検索](#)

※本事業は、壬生町・下野市・上三川町の1市2町連携事業になります。

※活動の様子を撮影した写真・映像などを広報紙や公式ウェブサイトに掲載し、高校生の頑張り

を地域へ発信させていただくことがありますのでご了承の上お申込みください。

◎問合せ 総合政策課 企画調整係

☎0282 (81) 1813 ✉sougo@town.mibu.tochigi.jp



図書館からのお知らせ

○移動図書館 (BM) 12月の日程

8日(火)	壬生北小学校	13:00~14:00
9日(水)	安塚小学校	13:00~15:00
10日(木)	睦小学校	13:00~15:00
11日(金)	壬生東小学校	13:00~15:00
15日(火)	藤井小学校	13:00~14:00
16日(水)	羽生田小学校	13:00~14:00
18日(金)	稲葉小学校	13:00~14:00
25日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	14:00~16:00

○移動図書館 (BM) 1月の日程

13日(水)	藤井小学校	13:00~14:00
14日(木)	羽生田小学校	13:00~14:00
15日(金)	稲葉小学校	13:00~14:00
19日(火)	壬生北小学校	13:00~14:00
20日(水)	安塚小学校	13:00~15:00
21日(木)	睦小学校	13:00~15:00
22日(金)	壬生東小学校	13:00~15:00
29日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	14:00~16:00

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※移動図書館「おもちゃのまち」は、現在「おもちゃ団地協同組合北側駐車場」で実施しています。ご注意ください。

年末年始休館のお知らせ

12月28日(月)~令和3年1月4日(月)の間、休館となります。

また、冬季期間中の昼食時会議室開放は行いませんのでご了承ください。

おはなし会1月の日程

※12月の「おはなしひろば」、「親子おはなし会」は中止となりました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、1月の各種おはなし会も中止となる場合がありますので、ご了承ください。

・おはなしひろば

1月9日(土)・16日(土)・23日(土)・30日(土)
14:00~14:45

・親子おはなし会

(3・4・5才向け)1月9日(土)午前11時~11時半
(0・1・2才向け)1月21日(木)午前11時~11時半

《共通事項》

○場所 図書館2階 児童室

図書館寄席

毎年ご好評いただいている「図書館寄席」を、今年度も開催します!寒い日は続きますが、落語を聴いて、笑って、新しい1年を楽しくスタートさせましょう!!

○日時 令和3年1月24日(日)午後2時~3時

○場所 図書館2階 学習室

○出演 冗談法人「真岡落語研究会」

○定員 20名

○参加費 無料

○申込 12月20日(日)午前9時より、図書館カウンター、またはお電話にて申込みください (先着順)

○注意事項

・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。(マスク着用のない方の入場不可)

・発熱のある方や体調のすぐれない方は、入場をご遠慮ください。



図書館キャラクター:ミブラ

○問合せ 町立図書館 ☎(82)8543

とちぎわんぱく公園イベント情報

No.	日にち	曜日	タイトル名	時間	対象	定員	参加費	申込期間/方法
1	12/19	土	ピッピサンタとあそぼう	13:30~	じゃんけんができるお子様	30名	無料	当日会場へ (整理券配布)
2	12/20	日	伝統文化~正月花を生けよう~	10:30~12:00	どなたでも	12名	2,000円	11/20(金)9:00~ 電話か来所にて(先着)
3	12/26	土	しめ縄飾りをつくろう	①10:30~12:00 ②13:30~15:00	①大人 ②親子(2人1組)	①12名 ②6組	2,500円	11/26(木)9:00~ 電話か来所にて(先着)
4	12/5(土)~27(日)の土日		電飾トレイン	16:00~16:54	どなたでも	1便50名	大人70円 小人30円	当日会場へ
5	1/2(土)~31(日)		新春 國學院大學栃木高等学校書道部作品展	9:30~16:30	どなたでも	なし	観覧無料	当日会場へ *火曜日休館
6	1/3	日	お正月クラフト 'メッセージお守りをつくろう'	11:00~(席が空き次第ご案内/入室12名)	親子又は大人	25個	300円	当日会場へ

○問合せ とちぎわんぱく公園 ☎(86)5855

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

感染症が流行する季節となってきました。日頃から規則正しい生活・バランスのとれた食事・適度な運動をこころがけ、感染症に負けないようにしましょう。

発熱等があった場合の対応については、以下の通りです。

発熱等があったときの対応

①発熱等の場合、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談



②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡

受診・相談センター ☎0570-052-092 → 診療・検査医療機関を案内します



※検査をするかどうかは医師の判断となります。

心配ごとと特別相談（弁護士相談）

日 時	12月10日(木) 午前10時～正午	1月14日(木) 午前10時～正午
場 所	町保健福祉センター	
相 談 員	弁護士	
申込方法	電話予約受付(先着順)	
申 込 日	12月7日(月) 午前8時半～	1月12日(火) 午前8時半～
対 象	町内在住者（各回5名、同一の内容の相談は一回限り）	
問 合 せ	(福)壬生町社会福祉協議会 ☎(82)7899	
そ の 他	国が設立した法律相談機関『法テラス栃木』もご利用ください。 ☎050(3383)5395	

人権・行政相談 毎月第3木曜日定期相談

日 時	12月17日(木) 午後1時30分～4時
場 所	南犬飼地区公民館
相 談 内 容	「人権相談」家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題等。相談員は人権擁護委員 「行政相談」医療保険、年金、道路等、行政についての苦情、要望等。相談員は本町の下記行政相談員 相田喜久夫氏 ☎(82)0603 桑川 元一氏 ☎(86)3869
そ の 他	相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください。予約は必要ありませんが、事前予約を推奨します。
申 込 み 問 合 せ	人権相談…生活環境課暮らし安心係 ☎(81)1826 行政相談…総合政策課情報広報係 ☎(81)1814

栃木県県南健康福祉センター 薬物依存症家族の集い

日 時	1月7日(木)午後1時30分～3時
場 所	栃木県庁小山庁舎（小山市犬塚3-1-1）
相 談 内 容	薬物依存症ってなんだろう？家族はどう関わったら良いのかわからない……同じような問題を抱えている他のご家族と一緒に話してみませんか？初めて参加を希望される方は職員による事前面談があります。まず、お電話でご連絡ください。
申 込 み 問 合 せ	県南健康福祉センター生活衛生課 生活薬事 ☎0285(22)6119 (祝休日を除く平日午前9時～午後5時)

電話による相続・遺言無料相談

日 時	令和3年5月までの毎月第2土曜日 午前10時～午後3時
相 談 員	司法書士
そ の 他	・要予約・予約をした相談者に相談員から所定の時間に電話をして相談を行う・相談時間30分
申 込 み 問 合 せ	栃木県司法書士会 ☎028(614)112

電話・インターネットによる人権相談

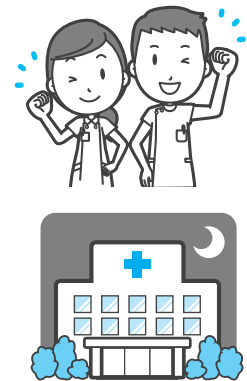
みんなの人権110番	☎0570(003)110
子どもの人権110番	☎0120(007)110
女性の人権ホットライン	☎0570(070)810
インターネット人権相談窓口	https://www.jinken.go.jp

夜間・休日の診療機関

※受診する際は、必ず事前に電話確認をしてお出かけください。

◆壬生町在宅当番医 9:00~17:00

日付	病院名	自治会名	電話番号
12月6日	小林内科クリニック	上長田	☎86-8039
12月13日	あかりこどもクリニック	万町	☎81-0001
12月20日	松本内科医院	栄町	☎82-2002
12月27日	前原医院	城東	☎82-0141
12月31日	佐藤医院	安塚一	☎86-0123
1月1日	島田医院	安塚二	☎86-0011
1月2日	小倉医院	上通町	☎82-0057
1月3日	おもちゃのまち内科クリニック	おもちゃのまち	☎86-1517
1月10日	佐藤医院	安塚一	☎86-0123



◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699

診療日時	平日(月~土曜日)	19:00~22:00 内科(小児を含む)のみ
	休日(日曜日)	内科 9:00~21:00 外科 9:00~17:00 小児科 18:00~21:00
	休日(祝日・年末年始)	内科(小児を含む)、外科 9:00~21:00

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

〔子ども〕 月曜日~土曜日 18:00~翌朝8:00 〔大人〕 月曜日~金曜日 18:00~22:00
日曜日・祝日 24時間 土曜日・日曜日・祝日 16:00~22:00
☎028-600-0099 プッシュ回線#8000 ☎028-623-3344 プッシュ回線#7111

「自殺予防いのちの電話」

日時 毎月10日 午前8時 ~ 翌日11日 午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談 (死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。)

相談番号 0120-783-556 *通話料金無料



壬生町防災行政無線システムについて

放送内容の確認(電話応答装置)

「放送されていることに途中で気付いた」「風が強く放送内容がよく聞こえなかった」という場合は、次の番号に電話すると放送内容を聞くことができます。

電話番号 0282-82-9000

防災メールの配信

役場にて放送した拡声子局からの案内と同じ内容を、携帯電話やパソコンなどにメールで配信します。

事前登録が必要ですので、次により登録ください。登録方法は、携帯電話・パソコンなどから下記QRコードやURLへアクセスしてください。

・URL <http://www.bousai-mibu.jp/mail/pub/>

・QRコード



壬生町防災行政無線に関するお問合せは

総務課 消防防災係 ☎81-1808

お知らせ

壬生町公式ウェブサイトのURLが変わりました

変更前 <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>

変更後 <https://www.town.mibu.tochigi.jp/>

同様に次のサイトも「http://」から「https://」になっています。

- ・みぶブランド
- ・壬生町消防団
- ・壬生町子育て支援センター
- ・壬生町生涯学習館
- ・町民活動支援センターみぶりん
- ・子育て応援サイトみらいくる
- ・健康診断予約システム



新しい町公式ウェブサイトはこちらから

壬生町の公式LINEでも、随時、情報を発信していますので、ご登録をお願いします。



12月16日～1月15日

イベントの開催状況については、町の公式ウェブサイトを確認するか、各担当課にお問い合わせください。

12月

		こども	おとな
16	水	おっぱい相談（10：00～保健福祉センター） なかよし相談（9：30～保健福祉センター）	
17	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	人権・行政相談（13：30～南犬飼地区公民館）
18	金	マミータイム（10：00～児童館）	
19	土		
20	日		
21	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
22	火	乳幼児健診（3歳児）（12：50～保健福祉センター）	
23	水		メタボ予防教室（9：30～保健福祉センター）
24	木		集団健診（7：30～保健福祉センター）
25	金		12月の納税等納期限
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		
31	木		

1月

1	金		
2	土		
3	日		水道メーター検針（1/3～1/12）
4	月		シルバー人材センター新規会員の入会説明会（13：30～壬生町シルバーワークプラザ研修室） 窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
5	火	乳幼児健診（4か月児）（13：00～保健福祉センター）	
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		集団健診（7：30～保健福祉センター） 第72回壬生町二十歳の集い（成人式） 壬生中学区（町総合運動場 体育館） 南犬飼中学区（南犬飼中体育館）
11	月		集団健診（7：30～保健福祉センター（託児あり））
12	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（9：30～児童館） 乳幼児健診（10か月児）（13：00～保健福祉センター）	
13	水	はじめての児童館（10：30～児童館） おっぱい相談（10：00～保健福祉センター）	
14	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	
15	金	離乳食教室（9：50～／11：00～ 保健福祉センター）	



毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日

毎月第3日曜日は家庭の日です。
この機会に家族の絆を深めてみませんか？
※一部施設で優待制度があります。（詳細は県HP参照）
◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課（☎81-1873）

12月の
納税等

- 固定資産税……………（3期）
 - 国民健康保険税……………（6期）
 - 介護保険料……………（6期）
 - 後期高齢者医療保険料……………（6期）
- 納期限 12月25日（金）

ファーストサイン講習会を開催しました



子育て支援センターひよこにて10月1日(木)ファーストサイン講習会を開催しました。

親子で視線を合わせ大きく、ゆっくり言葉とジェスチャーを繰り返すことがポイント。

ママの真剣な眼差しに赤ちゃんも応え、親子のコミュニケーションを楽しんでいました。



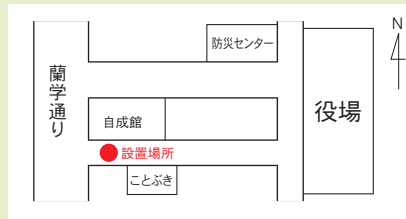
壬生町初のデザインマンホールを設置しました

身近で生活に欠かすことの出来ない下水道に、もっと関心を持っていただき、より親しんでいただくために、デザインマンホールを壬生町に初めて設置しました。

壬生町は、江戸時代三万石の城下町で、壬生城の二の丸門が城址公園に再現されていることから、二の丸門付近をデザインしました。

また、二の丸門のある城址公園は、令和3年に予定されている「第18回全国藩校サミット壬生大会」の会場であり、全国より訪れたお客様にも見ていただければと思い企画しました。

設置場所は、蘭学通りの役場入り口にある「自成館」の裏手です。ぜひご覧ください。



みんなの広場



たなかみう 田中美有ちゃん (H27.12.14生)
みなみまみ 美名ちゃん (H30.8.10生)



ふくだゆま 福田唯真ちゃん (R1.12.7生)



おおきあさひ 大宮空柊くん (H27.12.23生)
ひきぎ ひなたちゃん (H30.9.30生)



ゆいせいな 由井芹奈ちゃん (R1.12.7生)



ゆな 有那ちゃん (R2.5.11生)
さいとうりな 斎藤理那ちゃん (H29.12.28生)

わが家のアイドル



今回は2月生まれのアイドルを募集します。

- 【締切】 12月22日(火)
- 【必要事項】 氏名(ふりがな) (複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号
- 【申込方法】 町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル送信フォーム <http://www.town.mibu.tochigi.jp/idol/> から申込みができます。役場総合政策課・稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受付けています。
- 【申込先】 壬生町総務部総合政策課情報広報係 〒321-0292 壬生町通町12-22 Eメールアドレス sougo@town.mibu.tochigi.jp
- 【備考】 写真は掲載後、原則お返しできませんのでご了承ください。また、町子育てサイトのトップページにもお写真のみ掲載します。



あつみあおば 渥美葵葉ちゃん (H30.12.5生)



たかきしょう 高木聖くん (H26.12.25生)



しみずりくと 清水闘斗くん (H27.12.20生)

—お詫びと訂正— ■広報みぶ11月号21ページ「人権・行政相談」の記事にて、「場所 町保健福祉センター」と記載がありましたが、正しくは「稲葉地区公民館」でした。お詫びして訂正いたします。

【まちのうごき】 ●総人口 39,145人(+2) 男 19,415人(-4) 女 19,730人(+6) ●総世帯 16,177(+13) ()内は前月比 令和2年度10月末現在

広報みぶ 12月号 No.739 令和2年12月1日発行

発行人/壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集/総務部総合政策課情報広報係 電話0282-81-1814 FAX0282-82-8262 町公式ウェブサイト <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

環境保護のため再生紙を使用しています。